

医療保護入院者等搬送業務委託実施要領

1 趣旨

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第34条の規定により、医療保護入院及び応急入院において移送を要する精神障害者（以下「医療保護入院者等」という。）の入院のための搬送業務のうち、精神科病院等へ委託して行う場合は、別紙「医療保護入院者等搬送業務委託契約書」（以下「委託契約書」という。）に基づいて行うこととする。

2 実施の方法

- (1) 医療保護入院者等の搬送を委託する精神科病院等との間で、あらかじめ別紙委託契約書により委託契約を締結しておくこと。
- (2) 医療保護入院者等の搬送を依頼する場合は、依頼する精神科病院等へ「医療保護入院者等搬送業務実施通知書」（様式1）により、通知すること。
- (3) 依頼された精神科病院等は、搬送業務の実施に当たっては、原則として精神保健指定医及び看護師等を同行させ、医療保護入院者等の保護に努めるものとする。
- (4) 依頼した精神科病院等から委託料の請求があった場合は、医療保護入院者等搬送業務委託通知書等を確認のうえ、各月毎にまとめて支払うものとする。
- (5) 搬送業務については、毎月10日までに前月分を別紙「医療保護入院者等に係る搬送費調」により、健康福祉局疾病対策課へ報告すること。

附 則

この要領は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年4月17日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年2月3日から施行する。